

平成26年11月25日開催

新庄市農業委員会第6回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年11月）議事録

1. 開催日時 平成26年11月25日（火）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（19名）

2番	高橋 眞	3番	高橋 和彦
4番	樋口 彦弥	5番	高橋 敏行
6番	海藤 芳正	7番	伊藤 忠男
8番	今田 則雄	9番	梶腹 銀蔵
10番	清水 清秋	11番	小嶋 忠昭
12番	柏倉 嘉門	14番	今田 栄二
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	18番	清水 哲夫
19番	笹 行也	20番	三原 常男
21番	齋藤 謙二		

4. 欠席した委員（2名）

1 番 星川 豊 13 番 佐藤 喜代志

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 5 議案第 21 号 農地中間管理機構による農用地買い入れ協議について
- 日程第 6 議案第 22 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 7 報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第 12 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	主 査	鏡 彰広
主 事	渡部 瑞姫	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

高橋 眞

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成 26 年度新庄市農業委員会第 6 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 19 名でございます。選挙による委員の出席は 15 名、欠席通告者は、新庄地区の星川豊委員、佐藤喜代志委員の 2 名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、本第 6 回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長職務代理に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第 19 条第 2 項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に14番の今田栄二委員と7番の伊藤忠男委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第18号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から八向地区1番までの22件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄1番についてですが、11月18日に調査しました。同一世帯による使用貸借権の再設定ですので、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄2番についてですが、11月18日に調査しました。同一世帯による使用貸借権の設定ですので、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄3番についてですが、11月19日に調査した結果、事由は詳細のとおり、問題あ

りませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○3番

新庄地区4番ですが、△△さんは、経営移譲年金を新規で受給するために、△△さんに使用貸借権の設定をするものであります。11月18日に調査確認し、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄5番についてですが、11月19日に調査しましたところ、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の6番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄6番についてですが、11月19日に調査しましたところ、許可相当と判断し、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の7番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄7番についてですが、11月19日に調査しましたところ、事由は詳細のとおりであり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の8番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄8番についてですが、11月18日に調査しましたところ、事由は詳細のとおり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の8番について調査報告をお願いします。

○8番

11月18日に調査しましたところ、△△さんと△△さんは親子関係にあり、経営移譲年金受給のための、使用貸借権の再設定でありますので、問題ありませんので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の10番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄10番、11月19日に調査しましたところ、親子間の使用貸借権の再設定であり、問題ありませんでしたのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の11番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄11番について調査報告をいたします。11月19日に調査しましたところ、事由は詳細のとおり、問題ありませんでしたのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の12番について調査報告をお願いします。

○19番

11月19日に調査いたしましたところ、△△さんは今回、離農するという事で同一地区の方に農地を売買するという事であり、単価的にも双方納得の上ですので問題ありませんのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の13番について調査報告をお願いします。

○19番

11月19日に調査いたしましたところ、△△さんは今回、離農するという事で同一地区の方に農地を売買するという事であり、単価的にも双方納得の上ですので問題ありませんのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の14番について調査報告をお願いします。

○19番

11月19日に調査いたしましたところ、△△さんは今回、離農するという事で同一地区の方に農地を売買するという事であり、単価的にも双方納得の上ですので問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の15番について調査報告をお願いします。

○19番

11月19日に調査いたしましたところ、△△さんと△△さんとの間で農地の売買を行うということで、単価的にも問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の16番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄16番についてですが、11月18日に調査しましたところ、事由は詳細のとおり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の17番について調査報告をお願いします。

○8番

17番についてですが、11月19日に調査した結果、△△さんの離農に伴い、農地を売買するという事で、単価的にも双方納得の上ですので問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の18番について調査報告をお願いします。

○8番

19番についてですが、11月19日に調査した結果、△△さんの離農に伴い、農地を売買するという事で、△△さんにも確認したところ、単価的にも双方納得の上ですので問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の19番について調査報告をお願いします。

○8番

19番についてですが、11月19日に調査した結果、△△さんの離農に伴い、農地を売買するというので、こちらも単価的に双方納得の上ですので問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番について、11月20日に調査確認したところ、なんら問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区2番について、11月20日に調査確認したところ、なんら問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番につきまして、11月20日に現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。当該土地を隣接する△△さんが買い求めるということで、許可相当であると判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第18号農地法第3条の規定

による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第18号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

ここで、高橋敏行委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「高橋敏行委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区で1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦勞様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について、11月19日調査した結果、事由は詳細のとおり問題ございませんでした。なお資料のほうにあるように、申請地は会社のそばであります。現地を確認した結果、問題ありませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第19号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「高橋敏行委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第4、議案第20号農地法第18条第6項の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第20号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向地区2番までの13件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、13件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区1番について、11月19日に調査、確認したところ、事由は詳細のとおり、

なんら問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区2番について報告いたします。11月18日に調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の3番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄地区3番について報告いたします。11月19日に調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の4番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区4番について報告いたします。11月19日に調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の5番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区5番について報告いたします。11月19日に調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の6番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区6番について報告いたします。11月19日に調査した結果、農用地利用集積計画に伴う解約でありますので、なんら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の7番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区7番について報告いたします。11月19日に調査した結果、農用地利用集積計画に伴う解約でありますので、なんら問題ございませんので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番について報告いたします。11月20日に調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区2番について報告いたします。11月20日に調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の3番について調査報告をお願いします。

○11番

11月19日に萩野地区3番を調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の4番について調査報告をお願いします。

○21番

萩野地区4番について報告いたします。11月20日に調査した結果、事由は詳細のとおり、なんら問題ございませんでしたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区1番について報告いたします。11月20日に調査した結果、合意解約ということで、なんら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の2番について調査報告をお願いします。

○7番

八向地区2番について報告いたします。11月20日に調査した結果、なんら問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第20号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第20号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第21号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第21号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議について、新庄地区で1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果

について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○8番

議案第21号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議について、新庄地区1番について、11月19日に調査、確認したところ、事由は詳細のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第21号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第21号農地中間管理機構による農用地の買入れ協議については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第22号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、笹行也委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「笹行也委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第22号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区1番までの15

件につきまして、議案書に基づき朗読し、ご説明いたします。

(議案書を朗読し、個別の農用地利用集積計画の要請内容を説明)

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった、所有権移転6件、賃借権設定9件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第21号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第21号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「笹行也委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区1番までの5件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、5件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による

届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第12号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第12号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、萩野地区1件ございましたので、議案書に基づき、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第12号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第12号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年11月25日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 今田 栄二

議事録署名委員 伊藤 忠男